

【提言】

安全保障—我が国繁栄の礎

～ 日米同盟の深化を軸に新たな脅威への備えの拡充を ～

2014年（平成26年）4月

一般社団法人 関西経済同友会

安全保障委員会

提言概要

安全保障—我が国繁栄の礎

～ 日米同盟の深化を軸に新たな脅威への備えの拡充を ～

一般社団法人 関西経済同友会
安全保障委員会

世界の各地で領土・領海問題が起こり安全保障上も大きな懸念が広がっている。また、東アジア情勢も予断を許さぬ状況にある。我が国の安全保障政策に関しては第二次安倍政権発足以降、当委員会がかねて提言してきている事項のいくつかも実現し始め、その方向性と取り組みのスピードは支持したい。しかしながら世界情勢の変化が早く、また脅威が多様化する現代においては一層の対策が不可欠である。こうした状況を鑑み当委員会は以下のことを提言する。

提言 1 集団的自衛権が行使可能な状態を速やかに整備すべき

抑止力の向上や日米同盟の深化のため、集団的自衛権が行使可能な状態を早急に整備することを引き続き望む。国民にはこの必要性を丁寧に説明するとともに、集団的自衛権の制御のあり方を十分に検討し、新しい時代にあった憲法解釈の変更を行うべきである。

提言 2 領土・領海・領空を守るために隙のない法整備をすべき

我が国は周囲を海洋に守られているからこそ島嶼防衛に力点をおかねばならない。有事ではないが警察権では対処できない所謂グレーゾーンに対応する隙の無い法整備を速やかに先行し他国による覇権主義的な動きにも毅然と対抗できるようにすべきである。

提言 3 日本の役割を拡大し日米同盟を深化すべき

日米同盟はアジア・太平洋地域の平和と安定のために不可欠な国際公共財である。米国が防衛費を削減している現状や世界のパワーバランス変化を考えると、我が国はより高次の役割を果たすべきである。具体的には防衛力の適切な向上に加えて抑止力向上や基地問題の緩和につなげるために、自衛隊の米軍との連携を強化しシナジーを一段と発揮すべきである。また、非軍事分野においても米国と協力し、幅広い方法で地域の平和と安定に貢献すべきである。

提言 4 実効性に徹した戦略的外交とアピール活動を行うべき

関係改善が望まれる中国、韓国とは慎重かつ戦略的思考に基づいた外交を行わねばならない。我々は両国とのこれ以上の関係悪化を望まない。一方で、我が国が今まで行ってきた世界貢献を広くアピールすることで日本に共鳴する国を増やすことができるはずである。ロビー活動やアピール活動も有効な手段と考え、日本の立場を世界に正しく認識してもらう努力を強化すべきである。

提言 5 非伝統的脅威を認識しその対策をすべき

サイバー攻撃に対して政府はサイバー防衛隊の創設などの対応を進めているが、高度化・複雑化した攻撃が増加する現状を踏まえ一層の対応強化を求める。非伝統的脅威にはこの他にも重要土地の買収、大規模自然災害などがあるが今まであまり体系的に研究されてこなかった。国民的課題として「自分の国は自分で守る」との基本的視座に立ち、国民一人一人が新しい脅威の存在を認識し、官民あげて研究と対策を行うべきである。

目次

現状認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

提言 1 集团的自衛権が行使可能な状態を速やかに整備すべき・・・・・・・・ 4

提言 2 領土・領海・領空を守るために隙のない法整備をすべき・・・・・・・・ 5

提言 3 日本の役割を拡大し日米同盟を深化すべき・・・・・・・・・・・・・・ 5

①自衛隊と在日米軍との連携強化を推進すべき

②日米両国の得意分野を活かしバランスの取れたパートナーシップの構築を目指せ

提言 4 実効性に徹した戦略的外交とアピール活動を行うべき・・・・・・・・・・ 7

提言 5 非伝統的脅威を認識しその対策をすべき・・・・・・・・・・・・・・ 8

①サイバー攻撃・情報収集に対する防衛体制の具体化

②国外勢力による潜在的な脅威の認識とその対応の推進

③大規模自然災害に対する危機管理の拡充

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

資料

平成 25 年度 安全保障委員会 活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

平成 25 年度 安全保障委員会 名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

<現状認識>

国家の根源的役割は国土と国民の生命・財産を守ることである。しかるに昨今、我が国をとりまく環境は激変し、国土・生命・財産に対する脅威が急速に高まってきている。

これに対し、2012 年末に発足した第二次安倍政権は、スピード感を持ってわが国の安全保障環境を整えている。当委員会がかねて提言してきた「国家安全保障会議」（日本版 NSC）が発足し、「武器輸出三原則の弾力的運用」が「防衛装備移転三原則」として変更される等、まさに「自分の国は自分で守る」という基本的な考え方のもと、わが国の安全保障の基礎を築きつつあることを高く評価する。

また、「国家安全保障戦略」（NSS）に基づき、島嶼防衛や大規模災害に速やかに対応することを狙いとして、「統合機動防衛力」の視点で「防衛大綱」を見直したことは、わが国を取巻く安全保障環境の変化に的確に対応している。

しかし、島嶼防衛における法整備が不十分であることなど、個別の内容については早急に解決すべき課題が残っている。加えて在沖繩米軍基地移転・再編の実現という大きな課題もある。

安倍首相はまた、就任後の僅かな期間で ASEAN 加盟 10 カ国をはじめ 30 カ国に及ぶ国々を歴訪するなど、積極的な「地球儀外交」「価値観外交」を展開し、各国首脳との信頼関係を構築している。このことは高く評価したい。しかしながら、中国の覇権主義的な動きや北朝鮮の脅威は収まる気配がないなど、わが国周辺の領土・領海・領空は依然不安定な状況にある。

一方、世界の安全保障に対する米国の関与の後退が懸念されるなか、本来協力してアジアの安定を図るべき韓国との関係も思うように改善が進まない。また、直近のロシアによるウクライナ問題など、周辺国の動きは一段と予断を許さない状況である。

これらに加えて、わが国が周辺国と協力すべき安全保障の対象範囲についても変化や拡がりが見られ、伝統的な軍事脅威だけではなく非伝統的な脅威が新たに増えつつあることを強く認識しなければならない。わが国のコンピューターセキュリティ上の問題は 2012 年に対して 2013 年には前年の約 1.6 倍の 2 万 7 千件に増加し¹、政府機関や防衛産業が多く狙われるなど深刻な状況である。こうした背景もあり、我々は 2013 年の提言で「サイバー防衛体制の構築」を求めたところである。本年 3 月、防衛省に「サイバー防衛隊」が発足したことは一歩前進であるものの、体制構築はいまだとば口にあり、飛躍的な推進が望まれる。

非伝統的脅威はサイバー空間に限らない。2011 年の東日本大震災以来、被災地は未だ復興への途上にあるが、我が国が大地震発生の高確率の場所に位置する事実を踏まえると新たな大地震への対策が急がれる。そうした状況下で政府が「大規模地震防災・減災対策大綱」を本年 3 月末に定めたことは歓迎される。また、中長期的には地球規模の天候不順が予測され、地震だけでなく多様な大規模自然災害が世界各国で発生する可能性もあり、自然災害多発国の日本としての役割は防災、減災技術の供与、発信面でもより重要になっている。

このように、安全保障の範囲が広がりつつあることを認識し、当委員会は政府・国会に対し、以下のことを提言する。

¹一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターの「JPCERT/CC インシデント報告対応レポート」2013-1-17 ～ 2014-1-16 発行分の四半期の統計情報よりインシデント件数を集計した。（2012 年 16,926 件、2013 年 27,850 件）

提言 1 集団的自衛権が行使可能な状態を速やかに整備すべき

集団的自衛権に関してはこここのところ政府与党内でも活発に論議されているが、現時点では国内世論を含めて一致を見ていない。一方、当委員会ではこの権利行使が可能な状態を早急に整えておくことが信頼に基づく日米同盟を続けるためにも必要であると訴えてきた。我が国周辺での緊張が急激に高まる現在、日本が集団的自衛権を行使できない状況にあることは、日米同盟の抑止力に隙を見せることになるばかりか不測の事態が発生した場合、同盟の信頼関係を根底から揺るがしかねない。安全保障上の脅威が国境を越えて拡大する状況下にあって、他国には守ってもらうが自国は他国を助けないという考え方は国際的に通用しない。そもそも、我が国が国際社会の一員としてその責任を果たして行くためには自国だけの理論で動いてはならない。本権利を行使することは国際法上も認められていることであり、国家として正当な権利を行使できる状態を作っておくことを狙いに、憲法解釈の変更を速やかに行うことを今回も重ねて提言したい。

ただし、国民の一部にはこの集団的自衛権が行使された場合、歯止めが利かず戦争に加担することになるのではないかと危惧する人もいる。政府はどのような条件下でこの権利を行使可能にするのかについて明確な定義を設けなければならない。例えば「我が国にとっての密接関係国」とは米国だけなのか、権利行使を行う地理的範囲はどのように規定するのか、4類型に分けられる集団的自衛権のどのパターンについて権利が行使できるようにするのか、などである。なお、当委員会では「公海上での米艦船への攻撃に対する自衛隊の応戦」と「米国に向かう可能性のある弾道ミサイルへの迎撃」の2類型については喫緊の課題であるとこれまでも提言している。

このようなことを明確にした上で国民に丁寧な説明を行うことで、我が国が行使すべき集団的自衛権が抑制の利いたものであり、戦争加担にはつながらないことを示すべきである。また、海外に対してはこうした動きがナショナリズムとパッケージにして論じられることがないように努めなければならない。米国においては日本の集団的自衛権行使を歓迎する声がある一方で、日本が核武装化するのではないかと、という懸念が知日派にすら残っている。誤解を招かぬためにも政府のPR戦略を含めて丁寧な説明が不可欠である。

提言2 領土・領海・領空を守るために隙のない法整備をすべき

島嶼地域の防衛は資源やシーレーンの確保といった経済的側面のみならず日本という領土・領海を守るためにきわめて重要である。しかるに現状では自国を自分たちで守るために必要な法すら十分に整備されていないことは脇が甘いと言わざるを得ない。尖閣諸島に代表されるように日本の領土・領海を取り巻く問題は進展を見せていない。一方で有事ではないが警察権では対応できない事態、いわゆるグレーゾーンに対応する法律の整備には着手されたばかりで現状においては不十分な法制と言わざるを得ない。例えば海洋活動を拡大する中国は我が国の接続水域で潜水艦を潜没航行させることを常態化させてきているが、こうした航行がエスカレートして日本領海に侵入して徘徊しても現行の自衛隊法では対処が不可能である。

また、後述のように島嶼を含む我が国の領土が外国勢力によって意図的に買収されることは中長期的には脅威となる。このように様々な形態をとる領土・領海の侵害に対し、毅然とした姿勢で対応せねばならない。政府は「グレーゾーン」や非軍事的脅威に対する研究、シナリオ想定を入念に行い、これに基づいて隙のない法整備を行うべきである。加えて、島嶼地域の監視能力、防衛力向上も引き続き取り組まれない。

提言3 日本の役割を拡大し日米同盟を今こそ深化すべき

日米同盟の存在意義の重心は今や日本国土の防衛から世界とアジアの安定のためのものに移ってきた。このような中で米国の防衛費は近年減少しており国際的な安全保障への関与が弱まるのではないかと懸念も生じている。そのため日本が日米同盟において果たすべき役割についても変化が必要になってきている。日米同盟が非対称な関係にあるといわれる中、よりバランスの取れたパートナーシップを作り同盟を深化させることが必要である。現在、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の再改訂が行われている最中であるが、ここでは日本の果たすべき役割として以下の二点をあげたい。

①自衛隊と在日米軍との連携強化を推進すべき

日米同盟における我が国の協力体制にはこれまで「自衛隊と米軍の協力」と「基地の提供による協力」の二つの主要素があったが、どちらかといえば後者によるところが大きかった。今後は自衛隊と在日米軍との共同演習を深化させ一層の協力関係とシナジーを発揮させるべきである。こうした共同演習を重ねることは日米が強固な同盟関係にあるというメッセージとなって現れ、結果として実効性のある抑止力を期待することができる。昨年11月、関西経済同友会は訪米し、専門家と意見交換を行ったが、そこでも日米の戦略的な役割分担を明確にして防衛力の統合性を高めることが抑止力の観点からも必要であり、自衛隊が米海兵隊と行う共同演習も一層進めるべきである、との見解が米国側から示された。

一方、基地に関しては自衛隊・在日米軍双方の基地・施設・区域の共同使用を進めるこ

とで「基地の提供による協力」について合理化を促進することが出来る。例えば、沖縄県以外における日米共同演習の頻度を上げ、これに付随する航空機や他の装備の移転により沖縄の基地負担軽減などの効果も見込める。但し、このためには我が国全体で負担を分かち合う姿勢が不可欠であり、政府の取り組みと併せ、国民一人一人が「自分の国は自分で守る」との意識を十分に持つことが必要である。

②日米両国の得意分野を活かしバランスの取れたパートナーシップの構築を目指せ

我が国が抑止力確保のために必要な防衛力を保有することは不可欠であるが、米国と同規模の軍事力を保持できるわけではない。この点、軍事に関連する要素技術や非軍事の分野において我が国の貢献をより大きくすることにより日米間でさらにバランスの取れた同盟関係が構築できる。

例えば、防衛装備などの技術協力については、世界トップレベルの強みを持つ民間企業も多くあり、特に日本が得意とする計測技術や材料技術などを通じて貢献出来る実力は十分にある。また、近年世界中で頻発する大規模自然災害や国際テロ等に対して、人道支援・災害救援の分野で自衛隊は国内経験を活かした活動が期待される。

さらにTPPを始めとするアジア太平洋地域における貿易ルール作りを積極的に担うことやODAを通じて途上国への支援を進めることも同盟国の強化につながる。

提言 4 実効性に徹した戦略的外交とアピール活動を行うべき

日本はこれまで多くの国際貢献を行ってきた。例えば 2012 年度に行った日本による ODA の支出総額実績は年間 1 兆 8662 億円²にも上るがこれは米国に次ぐ世界 2 位の金額である。また IMF への拠出は総額で約 5 兆円³にも上る。さらに日本は国連安全保障理事会において長きにわたり安保理での意思決定に深く関わってきたほか、世界唯一の被爆国として国際社会の先頭に立って核兵器などの大量破壊兵器の軍縮・不拡散に取り組んできている。今年 3 月 24 日ハーグで行われた核安全保障サミットにおいても安倍首相が日本による核不拡散・核軍縮の主導を表明したことは記憶に新しい。

そうした実績や日本の姿勢に対して、英国 BBC による毎年の調査 (BBC World Service Poll⁴) においても多くの調査対象国から高評価を受けている。一方で、中国のみならず韓国の国民の対日感情は長期にわたり芳しくない状況が続いている。中国、韓国との関係改善が必要なことは言うまでもなく、我々は両国とのこれ以上の関係悪化は望まない。特に米国と韓国とは同盟国でもあり、北朝鮮という差し迫った脅威があることから早期の関係改善が望まれる。中国の覇権主義的な動きには断固とした対応が必要であり、また国益にかなわない譲歩はすべきではないが、今一度日中両国が戦略的互惠関係を確認すべき時期に来ていると考える。こうした国との間には実効性を旨とした巧みな外交戦略・戦術が不可欠である。

我が国の戦後の国際貢献や平和活動に関しては国民自身ももっと自信と誇りを持ったうえで国内外に正しく情報発信し、親日国を増やす努力をする必要がある。そうした情報発信に際しては、官民の知恵を集めて日本の持つ様々なコンテンツやメディアを活用すべきである。また、ロビー活動やアピール活動は、国家の主張を積極的にかつ正しく情報発信するために今後より重要な安全保障戦略のひとつになってくる。例えば領土問題においても国際法への訴求や客観的事実の積み重ねだけではなく、対象国がプロパガンダ攻撃を行ってくる場合には、政府と共にメディアや民間も品位あるプロパガンダで応酬することも考えていくべきである。外務省はそのホームページにおいて尖閣諸島が日本固有の領土であることを明記しており、こうした発信を行っていることは評価する。しかしながら、インターネットによる発信はまだ効果が限定的であるため、種々のメディアを複合的に活用して行くことを求める。国際社会においては情勢を考慮したうえでのタイムリーな発言、発信も大事な手段の一つである。

さらに我が国の発言力を高めていくためには、日本が国連安全保障理事会の常任理事国となることが望まれる。このことは当委員会の過去の提言⁵においても言及している。政府は常任理事国入りに向け、より強力な取り組みを行うべきである。これは日本の国益だけでなく東アジアや世界の平和と安定に貢献する道を拓くものとなる。

² 2013 年度版 政府開発援助 (ODA) 白書

³ 日本経済新聞電子版 (2012 年 4 月 21 日)

⁴ BBC World Service Poll : 英国 BBC が毎年行う国別好感度調査。主要 25 か国、26,000 人以上 (2013 年) を対象に、各国が世界に概ね良い影響を与えているか、概ね悪い影響を与えているかを調査。2013 年度での好感度 1 位はドイツ。前年まで 1 位だった日本は 4 位に後退。また国別の好感度調査も同時に行われており例えば日本に対して好感度の高い国とそうでない国が示される。

⁵ 関西経済同友会 安全保障委員会提言「新世紀の日本の安全保障を考える。」(2005 年 4 月)

提言 5 非伝統的脅威を認識しその対策をすべき

我が国が何を脅威と認識するかによって安全保障政策は大きな影響を受ける。非伝統的脅威は伝統的な軍事的脅威と異なって脅威自体に気がつかぬことが多く注意を要する。⁶ そのような認識が遅れがちな非伝統的脅威の代表例としてサイバー攻撃が挙げられる。日本の政府機関、大学、企業へのサイバー攻撃関連の通信件数は年間で約 128 億件以上（2013 年）あるともされ、これは 2005 年時点の約 3 億件と比較しても急増していることが分かる。

またこの他にもサイバー空間において知らぬ間に行われる情報収集、エネルギー、食糧、過度の外資流入や土地占拠、テロ、密輸入、自然災害など安全保障の範囲は多岐に亘りつつある。これら新たな脅威、潜在的な脅威のもたらす危険性を国民全体が認識し、そうした脅威から国家を守るために十分な研究を行い、法を整備することが不可欠である。これは防衛の基本である自助努力に他ならない。

こうした脅威に対する提言として当同友会は当委員会のこれまでの提言のほか、2012 年 5 月「国家の危機管理を考える委員会」が提言書「いかなる危機にもゆるがない国づくりを」を出している。下記はこれらとの重複もあるが、安全保障上重要な事項につきその対応について提言する。

①サイバー攻撃・情報収集に対する防衛体制の具体化

当委員会は 2013 年 5 月の提言においてサイバー攻撃への対応強化や関連法規の整備が急務であることを訴えた。政府は 2013 年 6 月にサイバーセキュリティ戦略を決定し本年 3 月に 90 名からなる「サイバー防衛隊」を発足させた。しかし日本が受けているサイバー攻撃の現状を考えるとこの組織には不安が残る。そもそも総人数が少ない上、自衛隊の配置転換によるものが主体となっており新規採用の数は多くない⁷。サイバー防衛においては人的資産が最重要であることを考え、高い専門性を持つ人材を広く官民の中から集めることが急務である。

一方、米国国防省の発表⁸によると米国は 2011 年からの 2 年間で重要インフラに対するサイバー攻撃が 17 倍にも増加している事実を踏まえて 2013 年からの 4 年間でサイバー部隊の人員規模を 5 倍に増やし約 5000 人規模に増加させることを決めた。また、サイバー

⁶ 安全保障上の「脅威」に関する用語について本稿では大まかに以下のように規定するが、一般には（非）伝統的脅威と（非）軍事的脅威は極めて近い意味で論じられることが多い。

伝統的脅威：従来の安全保障概念の核となるハードパワー中心の軍事的脅威

非伝統的脅威：伝統的脅威に属さないもので主として非軍事的脅威からなる。サイバー攻撃も含まれる。

軍事的脅威：伝統的脅威に加えて、軍事的に付随するサイバー攻撃やソフトパワーを含む。

非軍事的脅威：軍事的脅威でない全ての脅威

⁷ SFC 研究所日本研究プラットフォーム・ラボ「防衛省とサイバーセキュリティ」（ポール・カレンダー著）

⁸ 米国国防省発表ニュース記事 ‘DOD Must Stay Ahead of Cyber Threat, Dempsey Says’

(<http://www.defense.gov/news/newsarticle.aspx?id=120379>)

防衛を国防上の最優先課題と捉え、国防予算が削減される中であってもその4年間で約2兆3000億円の予算を対策に充てる事とした。明らかに米国はサイバー空間での脅威を強く認識し、我が国に比して一歩も二歩も先を進み対策を行っている。サイバー攻撃は質的にも量的にも今後は幾何級数的に増加、進化すると予測した上で、我が国もサイバーセキュリティに関する法整備、予算の増強、人材育成・確保に努めるべきである。

また、米国をはじめとする各国との情報共有、相互研究・訓練などを通じて、我が国のインテリジェンス能力（情報収集分析）を向上させなければならない。関係国との情報共有においては日本側からの価値ある情報提供や高度の秘密保持が要求されるが、こうしたことを通じてインテリジェンスの重要性に対する意識が上がるだけでなく情報分析の質も向上する。その上で米国NSAとの二国間のサイバー防衛協力を強化促進し、サイバー空間における共通脅威に対して日米一体の取組体制を整えるべきである。

一方で、情報機器を扱う国民一人一人がサイバー攻撃・情報収集に対する認識を持ち、セキュリティ対策を始めとする各種の自己防衛策をとることが不可欠である。そのためのIT教育、啓発も国家レベルで推進すべきである。

また、情報網を支えるインフラ（海底ケーブル、光ファイバー、データセンターなど）への物理的な攻撃や災害による破壊が起こることは盲点になりやすい⁹ため、それら施設が民間のものであれ官民が一体となってその予防策に努めるべきである。例えば情報インフラ上の重要拠点に対しては政府が警備ガイドラインなどを設けて、それに従って拠点近辺での防犯カメラの設置、不審者のチェック、施設の入退館者を徹底管理することなど警備機能の強化を行っていくことが考えられる。

②国外勢力による潜在的な脅威の認識とその対応の推進

直接的な攻撃や破壊活動には該当しないものの、我が国の防衛上やインフラ上の要所が様々な形で侵食される脅威が潜在している。例えば水源地に関連する森林が約801ヘクタールも外資に買収されている¹⁰ほか、長崎・対馬など国境離島土地が国外資本によって買収されている事実がある。また司令部機能を持つ74ヶ所の防衛施設（国境離島を含む）周辺の土地所有者は、9人が国外住所で内2人が外国人である¹¹。近年のこのような動きの中には安全保障上の特定の目的をもって行われている土地買収もあると考えなければならない。

しかしそれらが脅威であるとの認識はまだ一般に広がっていない。国民一人一人がこうした脅威の大きさを認識した上で、政府には将来を見越した法整備を求める。我が国には1925年に制定された外国人土地法があるが、外国人による取得を制限するためには新たに政令を設ける必要があり、実際にはこうした取得制限は行われてきていない。安全保障の観点からも見直しが必要な時期にきていると考える。

⁹ 文春新書「サイバー・テロ 日米 vs 中国」（土屋大洋著）

¹⁰ 林野庁 プレスリリース「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」添付資料「居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林取得の事例の集計（平成18～24年における森林取得その他の都道府県からの報告があった森林取得の事例）」

¹¹ 産経新聞(電子版)2013年10月23日付け「外資の土地買収に歯止め 首相「安保にらみ法整備必要」

③大規模自然災害に対する危機管理の拡充

世界における自然災害の発生件数は30年余りで約2.5倍（1980年～2013年）¹²と飛躍的に増加している中、有数の自然災害多発国である我が国では、地震・水害を始めとして様々な災害の被害想定が行われ、人命の安全確保の観点から実効性のある対策も盛んに行われている。この点で防災のための施設や構造物を充実させることも必要であるが、災害発生を前提にした減災の視点は一層重要であると考え。すなわち地震に代表される大規模自然災害は予知が困難であり、また直接被害の想定だけでなく二次的な災害をもたらす複合災害も考慮しなければならないからである。今後は国家の機能に致命的ダメージを与えないための危機管理を行うことが不可欠で、特に緊急時の意思決定のシステムやインフラ、主要機関の代替機能を確保することが重要である。

そうした非軍事的な危機管理を統括するためにも、前述の「国家の危機管理を考える委員会」が2012年に提言した「危機管理庁」の創設¹³を当委員会も求める。米国には政府機関としての米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）がありさらに各州には緊急事態管理局が設置されている。一方で我が国においては類似の機能を持つ包括的危機管理システムがなく、災害時に対応する各機関の権限も明確ではない。また、危機管理の専門家の力を結集させる仕組みがないため人的物的な資源を有効に活用できているとはいえない。大規模な震災を多く経験している我が国が他国以上に危機管理レベルを高めておかなければならないことは明白である。ぜひ早期に危機管理庁を創設し、包括的危機管理システムを構築すべきである。

また、意思決定の東京一極集中は、東京の機能ダウンが国家の機能ダウンに直結してしまう懸念がある。災害時にも国家の重要機能を継続していくためには、政治、経済、防衛機能のバックアップ体制の構築、あるいは地理的な再配置、そして、最終的には分権体制の実現が必要と考える。

¹² 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社論文「拡大する世界の水害リスクと企業の対応」（2014）による

¹³ 関西経済同友会 国家の危機管理を考える委員会提言「いかなる危機にも揺るがない国づくりを」（2012年5月）

おわりに

我が国が他国依存の戦後体制から脱却し独り立ちをしなければならないという安倍政権の思いは、スピード感あふれる安全保障政策の推進からも感じられる。これは現況の危機感を捉えたうえで「自分の国は自分で守る」という意識に根差したものであり当委員会のこれまでの主張と軌を一にしたものとして支持する。

ただし、こうした動きが米国を含む諸外国に対して誤解を与えるものであってはならない。そのためにも、我が国が決して右傾化や軍国主義化の方向にあるのではなく「自立した普通の国になる過程にあるだけ」という正しい理解が広まる必要がある。政府は国内外の理解を得るために丁寧に説明を行うことが今求められている。安倍政権にはこの「説明力」「発信力」をさらに磨いていただきたい。

安全保障に関しては国内での議論も十分とはいえない。国民の理解なくして政策は順調に進まない。政府による十分な説明とともにそうした議論の場が多く開かれる事を強く望む。海外情勢が不安定な中、安全保障に対する国民の関心も醸成されてきた今こそがベストタイミングであると考えます。

しかし、そうした議論を行うためにも国民、特に次代を担う若者が我が国と世界の歴史を正しく知り、そして自国に対して誇りを持つことが不可欠である。教育現場においては戦後日本の国際貢献についても十分教えるとともに、近現代史教育の比重をもっと上げていただきたい。現在直面している様々な課題に取り組む上でも近代史の深い理解が不可欠であるからである。また「自分の国は自分で守る」意識を我が国全体に根付かせていくためにも教育は安全保障の根幹である。

以上

平成 25 年度 安全保障委員会 活動状況

(役職は実施当時のもの)

平成 25 年

- 6 月 6 日 第 1 回会合
「安全保障委員会 活動方針 (案)」を審議
- 6 月 29 日 委員長会社ヒアリング 「我が国の海上防衛の現状と課題」
海上自衛隊 海上幕僚長 海将 河野 克俊 氏
- 7 月 16 日 委員会勉強会 「沖縄の基地問題」
近畿中部防衛局 企画部長 榎賀 政浩 氏
- 8 月 8 日 講演会・第 2 回会合
「朝鮮半島情勢と米韓同盟・在韓米軍の現状と展望」
政策研究大学院大学 准教授、同安全保障・国際プログラム ディレクター 道下 徳成 氏
- 8 月 20 日 委員会勉強会 「日本の領土・海洋問題」
読売新聞 東京本社 政治部長 永原 伸 氏
- 8 月 28 日～30 日 第 12 回大韓民国調査団
国立外交院、対外経済政策研究院、国防研究院、外交部、統一部を訪問
- 10 月 29 日 講演会・第 3 回会合
「ポスト冷戦期の『非軍事的安全保障』」
拓殖大学 海外事情研究所 教授 遠藤 哲也 氏
- 10 月 31 日 講演会・第 4 回会合
「平成 25 年版防衛白書について」
防衛省 大臣官房報道官 兼 大臣官房審議官 辰己 昌良 氏
- 11 月 8 日 委員長会社ヒアリング 「日中関係や鄧小平、中国社会の変化など」
京都大学 経営管理大学院 客員教授 杉本 孝 氏
- 11 月 16 日～23 日 第 21 回ボストン・シンポジウム訪米代表団
第 21 回ボストン・シンポジウムの実施の他、在ボストン日本国総領事館、在アメリカ合衆国日本国大使館訪問、米国連邦議員との懇談会、米戦略国際問題研究所 (CSIS) 訪問、国家サイバーセキュリティ通信統合センター視察、米国防務省訪問 他

平成 26 年

- 1 月 16 日 第 5 回会合
「安全保障委員会 提言骨子 (案)」を審議
- 2 月 27 日 講演会・第 6 回会合
「サイバーテロの脅威と安全保障」
慶応義塾大学 大学院政策メディア研究科 教授 土屋 大洋 氏
- 2 月 27 日 委員長会社ヒアリング
近畿中部防衛局 企画部長 榎賀 政浩 氏

3月2日～4日 沖縄視察

名護市辺野古周辺の海上視察、海上保安庁訪問、航空自衛隊訪問、沖縄県内青年会議所会員との懇談、在沖縄米国総領事との懇談、我部政明琉球大学教授との懇談会、米海兵隊普天間航空基地訪問

- 3月20日 第7回会合
「安全保障委員会 提言（案）」を審議
- 4月14日 第8回会合
「安全保障委員会 提言（案）」を審議
- 4月24日 常任幹事会・幹事会
「安全保障委員会 提言（案）」を審議
- 4月30日 提言発表

平成 25 年度 安全保障委員会 名簿

2014 年(平成 26 年)4月 1 日現在(敬称略)

委員長	佐藤 潤	(株)昭和丸筒	取締役会長
委員長代行	廣瀬 茂夫	(株)日本総合研究所	理事関西経済研究センター所長
副委員長	東 光一	東樹脂工業(株)	代表取締役
〃	上 敏郎	日本電通(株)	取締役会長兼社長
〃	遠藤 芳文	三菱重工業(株)	執行役員関西支社長
〃	岡野 幸義	ダイキン工業(株)	相談役
〃	長 勇	(株)椿本チエイン	取締役社長
〃	加藤 高弘	日本航空(株)	執行役員西日本地区支配人
〃	門田 雅輝	リパティ ジャパン(株)	代表取締役
〃	金田 直己	金田事務所(株)	代表取締役
〃	田中 克彦	LOGISTICS DESIGN	代表
〃	森 和之	三菱商事(株)	常務執行役員関西支社長
〃	中田 晴夫	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	顧問
〃	長谷川 剛	櫻宮化学(株)	取締役社長
〃	松岡 晋	(有)アペックス	代表取締役
〃	脇村 利恵子	平和運送(株)	取締役会長
委員	安積 覚	安積濾紙(株)	取締役社長
〃	上島 健二	(株)iTest	取締役社長
〃	上村 多恵子	京南倉庫(株)	代表取締役
〃	大井 篤	三井物産(株)	専務執行役員関西支社長
〃	大塚 道夫	大塚産業インテリア(株)	取締役社長
〃	岸 貞行	エア・ウォーター(株)	上席執行役員
〃	杉野 利幸	三紀ホールディングス(株)	専務取締役
〃	田村 英輔	(株)晃稜インターナショナル	会長
〃	内藤 誠二郎	内藤証券(株)	取締役社長
〃	中川 泰伸	社会福祉法人伝法福祉会 勢至学園	理事長
〃	萩尾 千里	(株)大阪国際会議場	相談役
〃	福西 啓八	福西歯科口腔外科 歯科インプラントセンター	理事長・所長
〃	丸岡 利嗣	(株)マルゼン	代表取締役
〃	若松 正身	エレコン(株)	取締役社長
スタッフ	小西 仁	(株)昭和丸筒	品質保証部長
〃	千 剛	(株)昭和丸筒	経営管理部国際担当マネジャー
〃	三井 裕之	東樹脂工業(株)	相談役
〃	湯浅 弘	三菱重工業(株)	関西支社業務グループ長
〃	今井 直人	ダイキン工業(株)	マーケティングリサーチ本部企画グループ担当課長

	〃	金澤 浩史	日本航空(株)	関西地区法人販売部担当部長
	〃	齋藤 正巳	三菱商事(株)	関西支社業務開発部部長代行
	〃	木下 太郎	櫻宮化学(株)	総務課長
	〃	松岡 秀幸	(有)アペックス	IT 部長
代表幹事スタッフ		吉岡 淳	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室部長
	〃	谷畑 雅一	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室専任課長
	〃	三上 嘉則	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室
	〃	土塚 浩一	日本生命保険(相)	本店企画広報部長
	〃	田中 一宏	日本生命保険(相)	本店広報室長
	〃	大澤 昌丈	日本生命保険(相)	企画総務部調査役
事務局		齊藤 行巨	(一社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	〃	與口 修	(一社)関西経済同友会	企画調査部課長
		木津 光明	(一社)関西経済同友会	企画調査部主任

以上